

# ゼロから考える「信用金庫のSDGs」<sup>エスディージーズ</sup>

## － Q&AでみるSDGsの有用性 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

品田 雄志

(キーワード) 信用金庫、SDGs、持続可能な開発目標、協同組織性、理念の共有・理解、SDGsマップ、SDGs宣言

(視 点)

SDGs (持続可能な開発目標) という言葉は、ほぼ日常的に新聞や雑誌等で目に触れるようになった。一方で、地域金融機関である信用金庫がSDGsに対してどう向き合っていくべきか、という根本的な議題について考えようとする、情報が氾濫する一方で、本当に必要な情報が手に入りにくい状況にある。

本稿は、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫などを対象とし、Q&A形式で、難解な専門用語は可能な限り排しながらSDGsについて解説する。また、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことを目標とする。

(要 旨)

- SDGsを用いて環境問題や貧困問題などを解決しようという熱意が国際的に強いことを踏まえると、SDGsは、今後、さらに定着していく可能性が高い。また、仮に「SDGs」という言葉が定着しなかったとしても、SDGsが提唱する「持続可能な社会の実現」という理念自体が廃れることはないと考えられる。
- 信用金庫は、①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などの点で、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を体現しており、SDGsの導入によってこれらを再確認するという意義は大きい。また、SDGsを用いて、信用金庫の良さをより広くにわたって理解してもらえる機会である。
- SDGsを導入するにあたっては、「①SDGsの理念の共有、理解」「②自社の事業とSDGsを紐付け (マッピング) し、目標を設定」「③取組みの評価と、成果の対外公表」の順番で進めていくとよい。特に①と関連し、職員への浸透が最も大きな課題といえる。
- SDGs導入後、進めていくための方法の1つとして、「高い目標を最初に置いて、手段は後から考える (バックキャストिंग)」がある。高い目標を達成するには1つの信用金庫の力だけでは不十分であり、他の金融機関や地方公共団体、大学などの研究機関など、問題意識や目標を同じくする組織との連携が必要となる。

## はじめに

SDGs（持続可能な開発目標）という言葉は、ほぼ日常的に新聞や雑誌等で目に触れるようになった。信用金庫においても、すでにSDGs宣言を行うなど、SDGsに対して前向きに取り組んでいるところが増えてきている。

しかしながら、地域金融機関である信用金庫がSDGsに対してどう向き合っていくべきか、という根本的な議題について考えようとする、思いのほか使いやすい情報が少ないことに気づく。例えば、インターネット上で「SDGs 金融」などをキーワードにして調べると、各省庁や国際機関、民間を含めて情報が氾濫しているうえ、横文字や英語の略称も多く、一から学ぼうとする役職員が理解するのは並大抵のことではない。現状、残念ながら、全ての信用金庫がSDGsに対して積極的に取り組んでいるとはいいがたく、また、すでにSDGsへの取組みを始めている信用金庫においても、一般の職員にまでSDGsの意義を浸透させるには苦勞しているとの声も聴かれている。この背景には、上記のような「情報が氾濫する一方で、本当に必要な情報が手に入りにくい」状況があるといえるのではないだろうか。

そこで、本稿は「ゼロから考える『信用金庫のSDGs』」と題し、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫や、SDGs宣言を行うなど取組みは始めたものの、その後の展開をどう進めればよいか試行錯誤している信用金庫を対象とし、Q&A形式で、難解な専門用語は可能な限り排しながらSDGsに関す

る解説を行う。その過程で、信用金庫がSDGsに取り組む意義について、その歴史的背景などを踏まえた考察を行い、ひいては、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことを目標としている。

## Q1. SDGsとは何か？

A1：

SDGsとは、国連が2015年に採択した「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、貧困や飢餓、保健医療、環境など17の分野について2030年を期限として定めた目標（ゴール）を指す（図表1）。目標達成を通じ、持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指している。

17の目標は、169項目のターゲットから構成されている。SDGsについて理解を深めるためには、17の目標だけを読むのではなく、やや手間はかかるが169項目のターゲット全てに目を通したほうがよい。17の目標は「8. 働きがいも経済成長も」や「3. すべての人に健康と福祉を」などやや漠然としていることが多いが、169のターゲットは「8.1 各国の状況に応じて、1人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。」や「3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。」など具体的な目標を示しているため、SDGsが求めている「持続可

図表1 SDGsが掲げる17の目標



(出所) 国際連合広報センターホームページ

能性」「多様性」「包摂性」などについて、より理解しやすくなると思われる。本稿の末尾に、17の目標と169のターゲットを合わせて掲載するので、是非一読されたい。

## Q2. SDGsは一時的な流行にすぎないのでは？

A2：

SDGsについて、単なる流行に過ぎないとの見方も一部ではいまだに存在する。しかし、SDGsは、少なくとも当面の間は、さらに定着していくものと考えられる。理由としては、国際的に、2030年までに環境問題や貧困問題などを解決しようという強い取組みが各方面で行われていることが挙げられる。2019年にはSDGsとパリ協定<sup>(注1)</sup>という2

つの国際協定を指針とする責任銀行原則 (PRB<sup>(注2)</sup>) が策定されるなど、金融機関も例外なく、SDGsへの取組みが求められるようになってきている。

また、日本政府もSDGsを通じて、地域創生の実現などを達成するべく積極的に取り組んでいる。日本政府は、2016年5月にSDGs推進本部（内閣総理大臣が本部長、全閣僚が構成員に就任）を設置し、同年12月にはSDGs実施指針を作成。2019年には同指針を初めて改定するとともに、2020年のSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン2020」を決定するなど、積極的に取り組んでいる。金融庁も、2020年に更新した「金融行政とSDGs<sup>(注3)</sup>」の中で「地域金融機関が顧客のニーズを捉えた付加価値の高

(注)1. 2015年に採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定。温室効果ガスの削減を通じ、世界の気温上昇を抑えることなどを定めた。

2. 国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が提唱した枠組み。日本では、大手4行に加えて滋賀銀行が署名している。

3. [https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAStrategyforSDGs\\_rev2.pdf](https://www.fsa.go.jp/policy/sdgs/FSAStrategyforSDGs_rev2.pdf)

いサービスを提供することにより、安定した経営基盤を確保する取組み（「共通価値の創造」）は重要であり、これは、民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置付けるSDGsの考え方と軌を一にするもの」と指摘している。

また、仮に「SDGs」という言葉が定着しなかったとしても、SDGsが提唱する「持続可能な社会の実現」という理念自体は定着することとなろう。気候変動、貧富の差の拡大、高齢化の進展など、環境、経済、社会を取り巻く環境変化の中で、持続可能な社会を達成する必要性はむしろ増大していくからである。

### Q3. SDGsと信用金庫との親和性は？

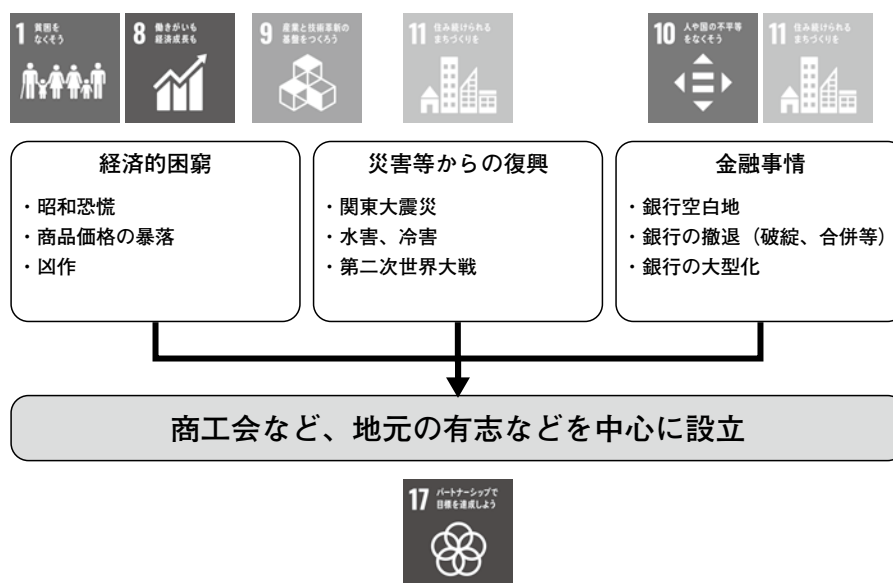
A3：

信用金庫は、①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などの点で、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現を体現しているといえる。

①設立の経緯について、全国の信用金庫は、主として経済的困窮、災害、銀行撤退等の金融事情などに対応するため、地元商工業者などの有志の手によって設立されたケースが多い。これらの設立の経緯は、まさにSDGsが提唱する「1. 貧困をなくそう」や「8. 働きがいも経済成長も」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」と合致する（図表2）。信用金庫は、生まれながらにしてSDGsの理念を体現しているといっても過言ではない。

②協同組織性について、そもそもSDGsが「持続可能な社会の実現」を提唱した背景には、現状の気候変動や貧富の差の拡大を放置するならば、将来の人間の生存すら脅かされるという危機感がある。言い換えるなら「今さえよければよい」という現在世代を中心と

図表2 信用金庫の設立経緯とSDGsとの関連



(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

した考えから、次世代を重視する考えへと転換することを求めているといえる。

こういった危機意識に対して、協同組織である信用金庫が果たせる役割は大きい。協同組織の基本理念である「相互扶助」は、単に同世代内での相互扶助に限らず、次世代へと世代を超えた相互扶助も含むと考えることができる。例えば、村本（2015）では、信用金庫の内部留保について、「内部留保の蓄積は、次世代のためないしは次世代への移転であり、いわば世代間相互扶助ないし異時点間の内部補助である」と指摘している。また、品田（2019）は、信用金庫の利益剰余金について、「配当等の負担が生じず（中略）現在や次世代の会員である中小企業や個人、ひいては地域に対して安定的に金融サービスを提供するために活用される」と指摘している。信用金庫は、協同組織の理念の体現を通じて、これまでもSDGsの理念に合致した経営を行ってきており、これからも同様といえよう。

③経営理念について、信用金庫が掲げている3つのビジョンである「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会繁栄への奉仕」は、SDGsが唱える17の目標と一致している。同ビジョンは、地域の中小企業や地域住民など国民大衆の金融の円滑化を図ることを通じ、地域社会の繁栄に奉仕するという経営理念を表したものであり、1968年の「躍進全国大会」で打ち出されて以降、今日に至るまで受け継がれているものである。

#### Q4. 信用金庫の取組みについて、あえてSDGsを用いて説明する意味はあるのか？

A4：

世界共通の指標であるSDGsを使うことで、信用金庫の取組みについて、より多くの人に知ってもらえるチャンスである。前述した信用金庫の①設立の経緯、②協同組織性、③経営理念などを知らない人に対しても、SDGsの概念を用いて信用金庫を説明することで、信用金庫の良さを理解してもらえる。

具体的には、以下の効果が期待できる。

①地方公共団体との連携強化。政府の働きかけに応じて、地方公共団体は、今後、SDGsを基軸とした政策を進めていくことが考えられる。信用金庫もSDGsを標榜することで、これらの政策と連携することができる。

②中小企業とのつながりの強化。中小企業にとってSDGsは、うまく活用できれば自社の企業価値を高めることにつながる一方で、対応できなければ、最悪の場合、大企業のサプライチェーンから外されたり、消費者から商品購入を忌避されてしまうリスクも存在するとされる。いずれにせよ、中小企業でSDGsを導入する動きが広がる可能性が高いと考えられよう。信用金庫は、取引先中小企業に先んじてSDGsに取り組むことで、中小企業にSDGsへの取組みを促す役割が求められるよう。また、融資する際にも環境や地域への影響（インパクト）を考慮することで、中小企業を通じた地域活性化を達成できる（ESG

融資)。③学生への訴求。学習指導要領に「持続可能な社会」が盛り込まれるなど、今後、若い世代を中心にSDGsが浸透していく可能性が高い。SDGsへの対応は、今後、新卒採用をする際にアピールポイントの1つとなることが考えられる。反対に、SDGsに後ろ向きであると学生側が判断すれば、ほかの就職先を優先してしまう可能性もあろう。

### Q5-1. SDGsをどのように自金庫内に導入すればよい？

A5-1：

企業への導入の指針としては、国連などが発行している「SDG Compass SDGsの企業行動指針—SDGsを企業はどう活用するか—」や、環境省が発行している「すべての企業が持続的に発展するために—持続可能な開発目

標 (SDGs) 活用ガイドー」が詳しい(図表3)。

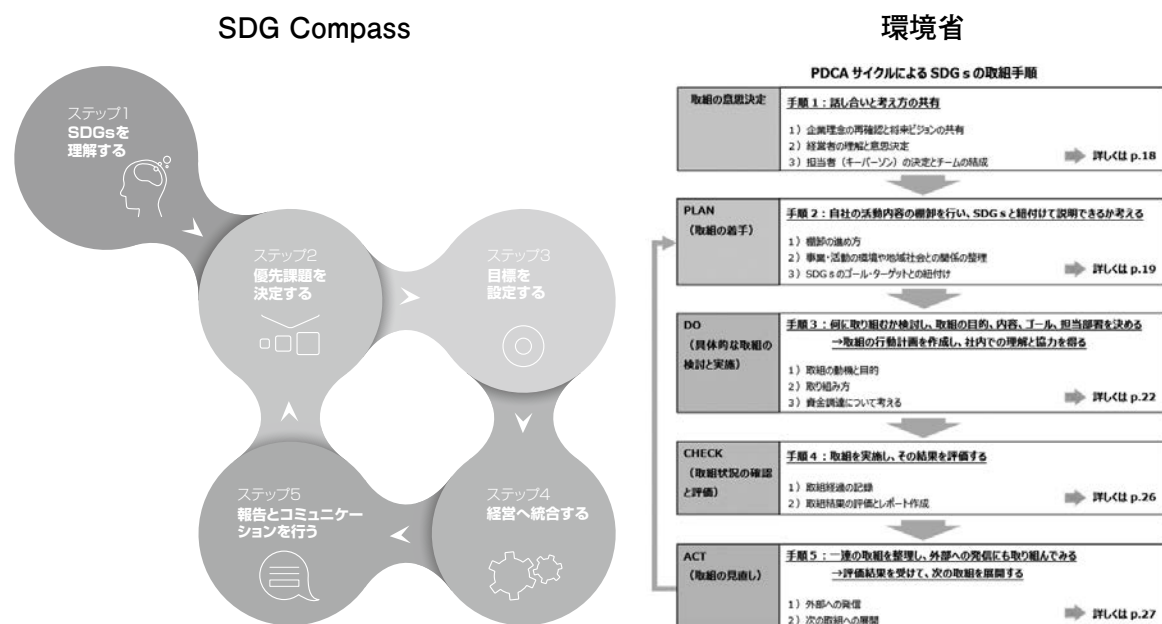
2つの指針には相違点もあるが、共通していることは、冒頭に「①SDGsの理念の共有、理解」があり、次に「②自社の事業とSDGsを紐付け(マッピング)し、目標を設定」があり、最後に「③取組みの評価と、成果の対外公表」の構成となっていることである。この①～③を心がけて実行することで、自金庫内のSDGsへの取組みが進められることとなろう。Q5-2からQ5-4では、これらの①～③について詳述する。

### Q5-2. SDGsの理念を金庫内で共有していくためにはどうすればよい？

A5-2：

「①SDGsの理念の共有、理解」は、最も重要である一方で、金融機関に限らず多くの

図表3 SDGsの企業への導入指針



(備考) United Nations Global Compact、WBCSD『SDG Compass 日本語訳版』および環境省『すべての企業が持続的に発展するために—持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイドー』より引用

組織でいまだに達成できていない、困難な課題であるといえる。例えば、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンと地球環境戦略研究機関が会員企業を対象に2019年に実施した調査によれば、SDGsについて「経営陣に定着している」という回答は77%におよぶ一方で、「中間管理職に定着している」は33%、「従業員にも定着している」は21%にとどまる<sup>(注4)</sup>。

SDGsの理念を組織内の一般職員にまで浸透させていくためには、迂遠なようであるが、A2～A4で指摘したことなどを折に触れて周知徹底していくことが最も重要なことと思われる。浜松いわた信用金庫が日本銀行主催のワークショップ<sup>(注5)</sup>で語ったことを例に挙げると、同信金は、浜松・磐田の両信用金庫の合併にあたって、「SDGsを経営の根幹に据えることにしたが、SDGsに取り組むに当たり、職員が腹落ちすることが必要」と考えた。また、同金庫では、毎年、理事長が自ら経営計画や方針を職員に話す機会を設けていたため、この機会を利用して、SDGsの重要性や、同金庫が取り組むべき理由についても説明をした。このような経営陣による積極的な働きかけの結果、「ある回の質疑応答で、ある職員が『当信用金庫がSDGsに取り組むことは素晴らしい。SDGsは地域金融機関として当然に取り組むべきことであり、自

分としても携われることが嬉しい』と自分の言葉で滔々と意見を述べた」という。この例からもわかる通り、SDGsを金庫内に定着させるためには、経営陣から職員に対する積極的な情報発信が不可欠であるといえよう。

### Q5-3. 自社の事業とSDGsのマッピングの方法は？

A5-3：

「②自社の事業とSDGsの紐付け（マッピング）し、目標を設定」することについては、決まった進め方があるわけではない。また、マッピングによって作成される「SDGsマップ」についても、決まったひな形があるわけではない。

まずは、信用金庫が日ごろから行っている取組みが、SDGsのどの項目に該当するかをチェックする必要がある。ただし、個別の信用金庫ごとに取組みは若干異なっており一概には言えないことから、本稿では、信用金庫が全国で行っている代表的な取組みと、SDGsが定めた17の目標（例：14）と169のターゲット（例：4.4）との関連性について、**図表4**のようにマトリックス化してみた。マトリックス化にあたっては、便宜上、信用金庫の取組みを大きく5つ（地域経済、地域社会、地域環境、人材、ガバナンス<sup>(注6)</sup>）に分類して作成した。それぞれの取組みとSDGs

(注)4. グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、地球環境戦略研究機関「2019年度版「ESG時代におけるSDGsビジネス～日本における企業・団体の取り組み現場から～」[http://www.ungcjin.org/sdgs/pdf/elements\\_file\\_2019.pdf](http://www.ungcjin.org/sdgs/pdf/elements_file_2019.pdf)

5. 日本銀行「SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み～SDGs/ESG金融に関するワークショップ（2019年6月開催）の模様～」[https://www.boj.or.jp/finsys/c\\_aft/data/aft200205a1.pdf](https://www.boj.or.jp/finsys/c_aft/data/aft200205a1.pdf) 48ページ

6. 企業の取組みをどう分類するかについては、業種特性などによって異なるため、一概には言えない。例えば笹谷（2019）は、ISO26000を参考としながら、一般企業を例にとり、取組みを「ESG（環境、社会、ガバナンス）」の3つで分類する手段を提唱している。本稿では、信用金庫の地域金融機関としての特性を考慮し、笹谷の3分類に「経済」と「人材」を追加するとともに、「経済、社会、環境」の冒頭に「地域」を付した。

図表4 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
地域経済	中小企業への円滑な資金供給 (創業支援、事業承継支援、女性向けを含む経営者塾の開講、販路拡大支援、中小企業景況調査など)			4.4	5.5			8.1 8.2 8.3 8.10	9.2 9.3									17.17
	うち、農林漁業、省エネ、観光関連産業向け融資	2.3					7.1 7.2 7.3	8.9					14	15				
	個人への円滑な資金供給 (住宅ローン、教育ローン等)			4.3 4.4 4.5							11.1 11.3							
	預金等金融商品および決済サービスの提供	1	3.8					8.10	9.1	10.2	11.3							
地域社会	金融包摂	1.4								10.2								
	高齢者・障がい者の顧客への対応	1.4							9.1	10.2	11.1 11.3							
	災害に強い街づくりへの協力	1.5									11.5		13.1					
	金融教育の推進			4														
	産学連携			4.3 4.7					9.5									17.17
	地域行事への参加										11.a							17.17
地域環境	環境活動の促進					6						12	13	14	15			17.17
	省エネ・廃棄物削減・紙使用量の節約等					6	7.3				11.6	12.2 12.4 12.5			15.2 15.3 15.4			
	清掃活動の実施											12.5		14.1				17.17
人材	働き方改革の推進		3	4.4				8.5										
	女性活躍の推進		3		5.5			8.5		10.2								
	高齢者・障がい者雇用							8.5		10.2 10.3								
ガバナンス	マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策																16.1 16.3 16.4 16.5	
	特殊詐欺対策							8.10									16.4	
	SDGsにかかる定期的な公表											12.6						

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

との対応の根拠については、分量の関係上、本稿稿末に参考として掲載するので、併せて参照されたい。もちろん図表4で用いている5つの分類は一例にすぎず、必ずしも使用する必要はない。また、本稿では「SDGsウォッシュ<sup>(注7)</sup>」を防ぐために該当する項目については厳格に判断しているが、これも絶対の基準ではない。各信用金庫においては、自分の取組みがSDGsのどの項目に該当するのか、改めて検討してみることが望ましい。一度、各部門の取組みを一覧にして、各取組

みがSDGsのどのゴールやターゲットに該当するかをチェックするのが、手間はかかるものの、結果的には近道になると思われる。具体的には、事業計画にSDGsを組み込めば、紐付けと目標設定が同時に達成されよう。

#### Q5-4. SDGsの取組みの評価と成果の対外公表はどう進めればよい？

A5-4:

「③取組みの評価と、成果の対外公表」に

(注)7. SDGsに該当する行為を実際には行っていないのに行ったと偽ったり、針小棒大にアピールしたりする行為などを指す。「SDGsウォッシュ」を行ったと世間から判定されると、その組織の信頼は著しく下落する。



について、取組みの評価は、事業計画を策定した際のKPIを採用することが考えられる。取組みの評価は、PDCAサイクルのC（チェック）に当たるものであり、実効性のあるA（アクション）を起こすためにも、しっかりとしたチェックが欠かせない。

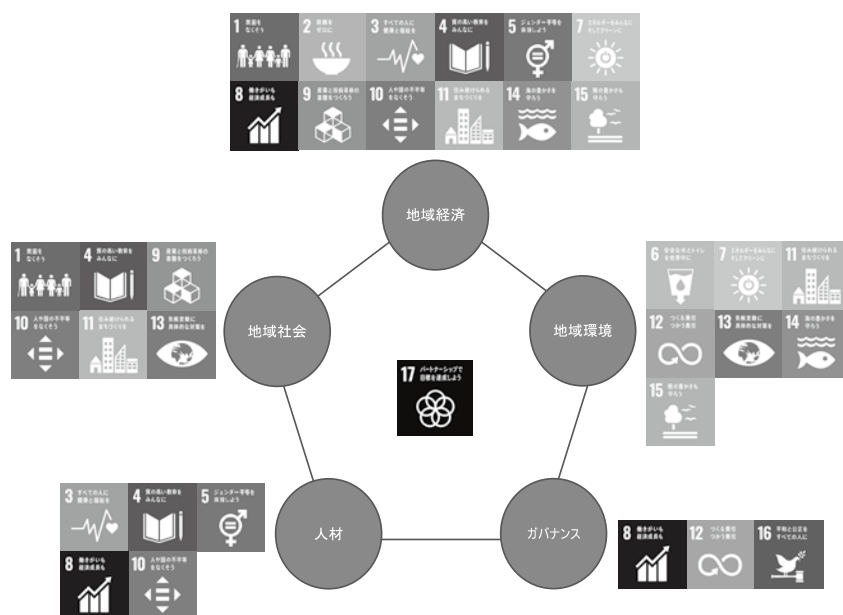
また、成果の対外公表は、SDGsを進めるうえでは重要である。SDGsのターゲット12.6では、「持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込む」ことが奨励されている。ディスクロージャー誌などを通じて、SDGsに対する取組みを定期的に公表することが求められている。

なお、SDGsはあくまで自主的な取組みなので決められた方式などはないが、取組みを開始した場合はホームページ上などで「SDGs宣言」を公表するのが一般的である。SDGs宣言をするにあたっては、自金庫の取

組みをSDGsに紐付けしたSDGsマップをつければ、自金庫がSDGsにどのように貢献しているかがわかりやすい。SDGsマップは、A5-3で作成した**図表4**をそのまま使用してもよいが、同図表は詳細ではあるもののやや複雑で視認性に欠けるため、**図表5**のようにより見やすい図を作成し、併せて公表するのも一つの方法であろう。

なお、**図表5**は、**図表4**で示した信用金庫の取組みとSDGsとの対応をすべて表に反映させているが、この場合、例えば「地域経済」では全17ゴール中、12も網羅してしまっているため、かえってSDGsのどの項目を重視しているかが金庫内外に対して伝わりづらくなってしまふ恐れがある。この場合は、自金庫や地域にとって特に重要な項目（例えば、「ゴール8 働きがいも経済成長も」やゴール9「産業と技術革新の基盤をつ

図表5 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（簡易版・一例）



（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

くろう」など)のみ抽出し、その他の項目を削除することが有効である。ここで抽出される重要項目のことを「マテリアリティ」と呼ぶ。マテリアリティを設定することは、SDGsに取り組んでいくうえで有効である。

## Q6. 「SDGs宣言」をしたものの、その後の進展がない。今後、どう発展させていけばよい？

A6:

SDGs宣言をすることは大切ではあるが、それだけではほかの金融機関と差別化することは難しい。最終的には、SDGsが取り上げている目標に応じて、既存商品・サービスのさらなる進化を目指すこと、また、新商品・サービスにつなげることが求められる。特に、SDGsは、目標達成のために企業が革新的な取組みを行うことを期待している。SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、特にターゲットの部分をもう一度見直し、ターゲットの達成にどうすれば貢献するかを各主体で考えることが重要である。

具体的な方法の1つとして、「高い目標を最初に置いて、手段は後から考える」ことが挙げられる。本来、SDGsを進めるにあたっては、現在の経営資源や社会状況を前提に将来の目標を設定するやり方（フォアキャストリング）ではなく、将来ありたい姿を踏まえて最初に高い目標を設定し、どうすればそのありたい姿を達成できるか試行錯誤するやり方（バックキャストリング）が望ましいとされている。例えば、人口や企業数が減少し

ている地域であるならば、「人口や企業数の減少速度を年〇%に落とす（もしくはゼロにする）」などの高い目標を最初に置いたうえで、目標の達成に向かって、人口流入、雇用創出といった地域創生や、創業支援、事業承継支援といった中小企業支援に取り組んでいくことが挙げられよう。もちろん、こうした目標を達成するには1つの信用金庫の力だけでは不十分であり、他の金融機関や地方公共団体、大学などの研究機関など、問題意識や目標を同じくする組織との連携が必要となろう。SDGsは、これらの連携の核となるものである。連携を実のあるものにするためにも、A1～A5-4で述べたような事柄を理解し、取り組んでいくことが必要となろう。

## おわりに

本稿では、これからSDGsへの取組みを本格化する信用金庫や、SDGs宣言を行うなど取組みは始めたものの、その後の展開をどう進めればよいか試行錯誤している信用金庫を対象とし、Q&A形式でSDGsに関する解説を行った。繰り返しになるが、SDGsについて理解を深めるためには、17の目標だけを読むのではなく、169項目のターゲットに目を通すことを勧めたい。ターゲットを読むことで、SDGsが持続可能で多様性と包摂性のある「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」社会の実現を目指していることが理解できるであろう。

本稿で記載したとおり、SDGsという概念は、決して目新しい概念ではなく、むしろ信

信用金庫のこれまでの取組みを再定義するものといえる。また、SDGsの取組みを進めるためには、一般の職員にまで浸透することが不可欠である。本稿が、信用金庫役職員の間でSDGsに対する理解者を少しでも増やすことにつながれば幸いである。

## 付論：図表4「信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）」についての解説

付論では、「Q5-3. 自社の事業とSDGsのマッピングの方法は？」の中に掲載されている「(図表4) 信用金庫の取組みとSDGsとの対応表（一例）」について解説する。本論の繰り返しになるが、信用金庫の取組みとSDGsとの対応について統一的な解があるわけではない。各信用金庫は、自金庫の取組みがSDGsのどの項目に該当するかについて、実情に応じて各自で解釈することが求められる。各信用金庫が取組みとSDGsとの関連性について考えていく中で、この付論が参考になれば幸いである。

まず、5つの分類（地域経済、地域社会、地域環境、人材、ガバナンス）であるが、信用金庫の収益と最も直結している預貸金と関連の深い業務は「地域経済」とし、収益には必ずしも直結しないものの地域の金融機関として重要な取組みを「地域社会」とした。ただし、「地域社会」に関する取組みでも環境に関連する事柄については別建てにし、「地

域環境」とした。「人材」については人材育成と人事の公平性の観点から、「ガバナンス」についてはコンプライアンスを含む、信用金庫に求められる業務について列挙した。

以下、項目別に信用金庫の取組みとSDGsの項目との関連性について、筆者の解釈をまとめる<sup>(注8)</sup>。

### (1) 地域経済

中小企業への円滑な資金供給は、「ターゲット8.1 一人当たり経済成長率を持続させる」「8.2 多様性、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する」「8.3 金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する」「8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する」「9.2 雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる」「9.3 小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスへのアクセスを拡大する」にそれぞれ該当すると解釈できる。創業融資や後継者教育などに注力していれば「4.4 人間らしい仕事及び企業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」に該当するし、女性経営者向け支援を行っていれば「5.5 女性の参画及び平等なリーダーシップへの機会を確保する」に該当するであろう。販路拡大支援や中小企業景況調査などについ

(注)8. ターゲットについては、一部省略して記載していることがある。また、一度紹介したターゲットについては、その後の記載は省略する。

ては、信金中央金庫を含む信用金庫業界内でのパートナーシップに関連していることから、「17.17 様々なパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」も該当すると考えられる。

中小企業向け融資の中でも、農林漁業、省エネ、観光関連産業向け融資については、SDGs内の他のターゲットに該当しよう。具体的には、「2.3 小規模食糧生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」「7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する」「7.2 再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」「7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」「8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し実施する」である。また、具体的なターゲットとの関連性は乏しいものの、「ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」「ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」とも関連していよう。

個人への円滑な資金供給について、住宅ローンは「11.1 適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保」「11.3 包摂的かつ持続可能な都市化を促進

との関連性が深く、教育ローンは「4.3 すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする」「4.4 (略)」「4.5 脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする」に該当すると考えられる。

預金等金融商品および決済サービスの提供について、信用金庫は低所得者層を含む、広く国民一般に対して預金・決済サービスを提供していることを踏まえれば、「8.10 (略)」「9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援」「10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地域その他の状況にかかわらず、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包摂を促進する」「11.3 (略)」に該当しよう。また、保険商品の販売を通じた健康リスクへの対応や、投資信託の販売を通じた老後資産形成の支援は、「ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」「3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護 (中略)、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ<sup>(注9)</sup>を達成する」に間接的に貢献しているといえよう。

## (2) 地域社会

「地域社会」について信用金庫が果たしている役割は幅広く、網羅することは困難であるため、代表的なものを列挙する。まず

(注)9. 「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味し、すべての人が経済的な困難を伴うことなく保健医療サービスを受用することを指すものである (国際協力機構HPより)。

金融包摂は、「1.4 貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性および女性がマイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する」「10.2 (略)」に該当する。関連して、高齢者や障がい者の顧客への対応は、「1.4 (略)」「9.1 (略)」「10.2 (略)」「11.1 (略)」「11.3 (略)」に該当しよう。

次に、BCP（事業継続計画）の策定支援など、災害に強い街づくりへの協力については、「1.5 貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し（中略）災害への暴露や脆弱性を軽減する」「11.5 災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界のGDP比での直接的経済損失を大幅に減らす」「13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」に該当すると考えられる。金融教育については、具体的なターゲットとの関連性は乏しいものの、「ゴール4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」との関連が深い。産学連携については、「4.3 (略)」に加えて「4.7 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」との関連が深く、また、パートナーシップのターゲットである「17.17 (略)」を満たす。地域行事への参加については、「11.a 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部および農村部間の良好なつながりを支援する」「17.17 (略)」

に該当しよう。

### (3) 地域環境

信用金庫が地域と連携して行っている様々な環境活動は、SDGsの中の多くのゴールやターゲットに該当しうる。具体的には、「ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」「ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する」「ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」「ゴール14 (略)」「ゴール15 (略)」「17.17 (略)」などが挙げられる。

省エネ・廃棄物削減・紙使用量の節約等については、「ゴール6 (略)」のほか、「7.3 (略)」「11.6 都市の1人当たりの環境上の悪影響を軽減する」「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」「12.4 化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する」「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」「15.2 森林減少を阻止」「15.3 砂漠化に対処し（中略）劣化した土地と土壌を回復」「15.4 持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす産地生態系の能力を強化」などに該当しうる。また、地元の清掃活動といった地道な活動も、SDGsの基準に照らせば、「12.5 (略)」「14.1 あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」「17.17 (略)」などに該当しよう。

#### (4) 人材

「人材」について、働き方改革への取組みは、「ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」「4.4 (略)」「8.5 若者や障がい者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」に該当しよう。女性活躍の推進は、「ゴール3 (略)」「5.5 (略)」「8.5 (略)」「10.2 (略)」に、高齢者・障がい者雇用は「8.5 (略)」「10.2 (略)」「10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。」に該当しうる。

#### (5) ガバナンス

マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策は、「16.1 全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」「16.3 法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」「16.4 違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する」「16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる」など、ゴール16との関わりが深い。特殊詐欺対策は、「8.10 (略)」や「16.4 (略)」に該当すると考えられる。SDGsにかかる定期的な公表は、「12.6 持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する」に該当する。

#### 〈参考資料〉

- ・ United Nations Global Compact、WBCSD (2016) 『SDG Compass 日本語訳版』
- ・ SDGs推進本部 『SDGsアクションプラン2020～2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の始まり～』
- ・ 足立英一郎・村上芽・橋爪麻紀子 (2018) 『ビジネスパーソンのためのSDGsの教科書』日経BP社
- ・ 沖大幹・小野田真二・黒田かをり・笹谷秀光・佐藤真久・吉田哲郎 『SDGsの基礎』学校法人先端教育機構 事業構想大学院大学
- ・ 金融庁 『金融行政とSDGs』
- ・ 環境省 (2018) 『すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイドー』
- ・ 経済産業省 (2019) 『SDGs経営ガイド』
- ・ 笹谷秀光 (2019) 『Q&A SDGs経営』日本経済新聞出版社
- ・ 商工総合研究所 (2020) 『中小企業経営に生かすCSR・SDGsー持続可能な調達の潮流とCSR経営ー』
- ・ 品田雄志 (2019) 「信用金庫における純資産の充実動向とその意義についてー配当政策等における地域銀行との比較ー」『信金中金月報』18 (11) ,pp.4-10
- ・ 品田雄志 (2020) 「ゼロから考える『中小企業のSDGs』ー前向きな取組みで企業経営の改善と社会問題の解決を両立ー」『信金中金月報』19 (6) ,pp.28-43
- ・ 全国銀行協会金融調査研究会 (2019) 『SDGsに金融はどう向き合うか』
- ・ 藤津勝一 (2019) 「事例にみるSDGs (持続可能な開発目標) による中小企業の経営力強化ー社会課題の解決と本業リンクでの自己革新がもたらす真の事業継続力ー」『信金中金月報』18 (9) ,pp.26-51.
- ・ 村本孜 (2015) 『信用金庫論ー制度論としての整理』金融財政事情研究会

## SDGs（持続可能な開発目標）の目標とターゲットの一覧

以下では、SDGsの17の目標と169のターゲットについて、総務省が作成した仮訳を掲載する。自社の取組みとSDGsを紐付けする際などに活用されたい。また、各ターゲットについては、環境省資料を参考に重要なキーワードをゴシックで示した。ターゲットすべてに目を通すのは困難であるかもしれないが、キーワード部分の流し読みだけでもしてみてほしい。

なお、後半部分が数字となっているターゲット（1.1や1.2）は、各ターゲットの具体的な達成目標（例：貧困を終わらせる、平等な権利を確保する）を示しており、後半部分がアルファベットとなっているターゲット（1.aや1.b）は、課題の達成に向けた手段（例：資源の動員を確保する、適切な政策的枠組みを構築する）を示している。

No.	ターゲット
1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている <b>極度の貧困</b> をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の <b>貧困状態</b> にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに <b>貧困層及び脆弱層</b> に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、 <b>基礎的サービスへのアクセス</b> 、土地及びその他の形態の <b>財産に対する所有権と管理権限</b> 、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む <b>金融サービス</b> に加え、 <b>経済的資源</b> についても <b>平等な権利</b> を持つことができるように確保する。
1.5	2030年までに、 <b>貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）</b> を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の <b>経済、社会、環境的ショック</b> や災害に <b>暴露</b> や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での <b>貧困を終わらせるための計画や政策を実施</b> するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、 <b>開発協力の強化</b> などを通じて、さまざまな供給源からの <b>相当量の資源の動員</b> を確保する。
1.b	<b>貧困撲滅のための行動への投資拡大</b> を支援するため、国、地域及び国際レベルで、 <b>貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略</b> に基づいた <b>適正な政策的枠組み</b> を構築する。

No.	ターゲット
2.1	2030年までに、 <b>飢餓を撲滅</b> し、全ての人々、特に <b>貧困層及び幼児</b> を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ <b>栄養のある食料</b> を十分得られるようにする。
2.2	5歳未満の子供の <b>発育障害</b> や <b>消耗性疾患</b> について国際的に合意された <b>ターゲット</b> を2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の <b>栄養不良を解消</b> し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の <b>栄養ニーズ</b> への対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への <b>確実かつ平等なアクセス</b> の確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする <b>小規模食料生産者の農業生産性及び所得</b> を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する <b>適応能力</b> を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、 <b>持続可能な食料生産システム</b> を確保し、 <b>強靱（レジリエント）な農業</b> を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された <b>種子・植物バンク</b> なども通じて、 <b>種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性</b> を維持し、国際的合意に基づき、 <b>遺伝資源</b> 及びこれに関連する <b>伝統的な知識へのアクセス</b> 及びその利用から生じる <b>利益の公正かつ衡平な配分</b> を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における <b>農業生産能力向上</b> のために、国際協力の強化などを通じて、 <b>農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発</b> 及び <b>植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大</b> を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、 <b>世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止</b> する。
2.c	食料価格の極端な変動に <b>歯止め</b> をかけるため、 <b>食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能</b> を確保するための措置を講じ、 <b>食料備蓄</b> などの <b>市場情報への適時のアクセス</b> を容易にする。



**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**

No.	ターゲット
3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。
3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルズ・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



**ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う**

No.	ターゲット
5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



**すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する**

No.	ターゲット
4.1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者や成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



**すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する**

No.	ターゲット
6.1	2030年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。





すべての人々の、安価かつ信頼できる  
持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

No.	ターゲット
7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を増加させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の  
完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用  
(ディーセント・ワーク)を促進する

No.	ターゲット
8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EITF) などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関 (ILO) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ  
持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

No.	ターゲット
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を増加させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。



各国内及び各国間の不平等を是正する

No.	ターゲット
10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関 (WTO) 協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めたとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助 (ODA) 及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



**11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**

No.	ターゲット
11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



**12 持続可能な生産消費形態を確保する**

No.	ターゲット
12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



**13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる**

No.	ターゲット
13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCC（気候変動に関する国際連合枠組条約）の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



**14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**

No.	ターゲット
14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

**15** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を回避する

No.	ターゲット
15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にする。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
15.a	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続可能な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

**17** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

No.	ターゲット
17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協力的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務負担国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲渡的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ質の高い能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

**16** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

No.	ターゲット
16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

No.	ターゲット
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。